

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県個人情報保護条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十五号）（県政情報センター）

### 一 趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」の施行に伴い、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるなどの改正

### 二 内容

#### (一) 番号法関連

##### ア 特定個人情報について

- (ア) 目的外利用を原則として禁止
- (イ) 外部に提供できる場合を番号法に規定されたものに限定
- (ウ) 本人、法定代理人以外に、任意代理人も開示請求等を可能とする。
- イ 情報提供等記録（行政機関同士で特定個人情報をネットワークシステムにより照会・提供した記録）について

##### (ア) 目的外利用を禁止

##### (イ) 利用停止請求を認めない。

#### (二) 罰則対象者の拡大

県が個人情報取扱業務を再委託した会社の従業員等にも個人情報の漏えい等を禁止し、違反した場合には罰則の対象とする。

#### (三) 規定の整備

### 三 施行期日

平成二十七年十月五日

ただし、二(一)イは番号法関係規定の施行の日